

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 185 「株式報酬に係る開示規制の見直し及び「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえた見直し」

2019年6月21日に、金融庁より「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」（2019年政令第34号）及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（2019年内閣府令第13号）が公布され、これらの改正とともに「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」も改正されました。

本改正は、株式報酬に係る開示規制の見直し及び「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえた見直しとなっていますので、今回は概要を解説します。

### 1. 株式報酬に係る開示規制の見直し

近年、経営陣等にインセンティブを付与するための業績連動報酬としての株式報酬の導入が広がっており、譲渡制限が付されているストック・オプションを交付する代わりに労務の対価として譲渡制限付株式を交付する企業が増加しています。

譲渡制限が付されているストック・オプションについては、発行価額が1億円以上の有価証券の募集であっても発行会社等の役員等を相手方として勧誘等を行う場合は有価証券届出書の提出は不要とされ、臨時報告書を提出する必要があります。

一方、労務の対価として役員等に交付される譲渡制限付株式については、株式の発行価額が1億円以上（発行開始日前1年を通算した額）である場合には有価証券届出書の提出義務が課せられていました。しかし、当該譲渡制限付株式について、前述のストック・オプションと同様の措置を求める要望が多くあったことを踏まえ、（1）交付対象者が発行会社等の役員等に限定されていること、（2）発行する株式に譲渡についての制限に係る期間が設けられていることを条件に、当該譲渡制限付株式の募集又は売出しについて、ストック・オプションと同様、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由となりました。

なお、本改正は、2019年7月1日からの施行となっています。

### 2. 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえた見直し

監査人の異動が決定された場合及び監査人の異動があった場合には、企業は、臨時報告書等において、異動に至った理由及び経緯、また、当該理由及び経緯に対する退任監査人

の意見（意見を表明しない場合にはその旨及びその理由）を記載することが求められています。

しかし、実際に開示された異動理由について、多数の会社が「任期満了」との形式的な記載を行っており実質的な異動理由が記載されていないことが明らかになりました。

そこで、2019年1月22日に取りまとめられた「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえ、できるだけ実質的な内容を開示するよう、監査人の異動に関して、臨時報告書へ監査役等の意見を記載できるようにするとともに、異動する監査人の意見の記載についてもより積極的に意見が記載できるように改正されました。併せて、監査人の異動について実質的な情報提供を行うべきこと、また、2019年1月の開示府令改正で有価証券報告書に監査人の継続監査期間を記載することとしたこと等を踏まえ、継続在任期間の始期の記載が求められることとなりました。また、臨時報告書へ監査人の異動の実質的な理由の記載がなされるよう、企業内容等開示ガイドラインに具体的な交代理由が例示されています。

なお、本改正は、2019年6月21日からの施行となっています。